

桐生市公用自動車広告デザイン審査基準

(一般基準)

第1条 車体広告は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること
- (2) 車両運行上の支障とならないものであること
- (3) 都市景観との調和を損なわないものであること
- (4) 広告を掲載する場所及び面積は別に定めるところに従うこと

(安全上からの禁止事項)

第2条 車体広告は、その広告の色彩、意匠が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物
デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
文字表記が縦書きであるもの

(雑則)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。